

群馬大学社会情報学部副社会情報学部長に関する内規

平成21年4月1日 制定

改正 平成27年4月1日

(趣 旨)

第1条 この内規は，群馬大学社会情報学部副社会情報学部長（以下「副社会情報学部長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 本学部に，副社会情報学部長を置くことができる。

2 副社会情報学部長は，教授をもって充てる。

(職 務)

第3条 副社会情報学部長は，社会情報学部長を補佐し，学部長の指示する全学部的な重要事項について企画・立案，連絡調整等を行う。

(選 考)

第4条 副社会情報学部長は，学部長が指名する。

(任 期)

第5条 副社会情報学部長の任期は1年とし，再任を妨げない。ただし，当該副社会情報学部長を指名した学部長の任期の終期を超えることはできないものとする。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は，教授会の議を経て，学部長が行う。

附 則

1 この内規は，平成21年4月1日から施行する。

2 この内規施行後，最初に委嘱される副社会情報学部長の任期は，第5条の規定にかかわらず，平成22年3月31日までとする。

附 則

この内規は，平成27年4月1日から施行する。